

第7節 施設提供

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	施設提供	警察署使用不能時における施設提供に関する協定書	呉警察署	警察署使用不能時に市の施設の一部を仮庁舎として提供	平成25年10月2日
2	施設提供	警察署使用不能時における施設提供に関する協定書	広警察署	警察署使用不能時に市の施設の一部を仮庁舎として提供	平成25年10月2日

（協力）締結機関連絡先

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉警察署	呉市西中央2丁目2-4	警備課	29-0110	
広警察署	呉市広大新開1丁目5-6	警備課	75-0110	

1 警察署使用不能時における施設提供に関する協定書（呉警察署）

警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島県呉警察署（以下「乙」という。）とは、呉市内において災害が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲と乙との適切な連携を図るために、施設提供について、必要な事項を定めるものとする。

（施設提供の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、施設提供について積極的に協力するものとする。

2 施設提供の対象となる甲の施設は、次のとおりとする。

- (1) 呉市つばき会館（呉市中央6丁目2番9号）
- (2) すこやかセンターくれ（呉市和庄1丁目2番13号）
- (3) その他甲が指定する施設

（施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設の一部を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（使用期間）

第6条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設の明渡し）

第7条 乙は、甲の施設の一部の使用を終了したときは、当該施設の一部を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

（損害賠償）

第8条 乙の使用に伴う甲の施設、備品等の損壊、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年10月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長

乙 呉市西中央2丁目2番4号
広島県呉警察署
代表者 呉警察署長

2 警察署使用不能時における施設提供に関する協定書（広警察署）

警察署使用不能時における施設提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島県広警察署（以下「乙」という。）とは、呉市内において災害が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合（以下「警察署使用不能時」という。）に、甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること（以下「施設提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復並びに甲と乙との適切な連携を図るために、施設提供について、必要な事項を定めるものとする。

（施設提供の要請）

第2条 乙は、警察署使用不能時において、施設提供を求める必要が生じたときは、甲に対し、要請日時、使用目的、使用期間の見込み等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（施設提供の協力）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、施設提供について積極的に協力するものとする。

2 施設提供の対象となる甲の施設は、次のとおりとする。

- (1) 呉市広市民センター（呉市広古新開2丁目1番3号）
- (2) 呉市東消防署（呉市広古新開2丁目1番9号）
- (3) その他甲が指定する施設

（施設の適切な管理）

第4条 乙は、甲の施設の一部を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において当該施設の一部を適切に管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費その他の施設の使用上必要な経費の負担は、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（使用期間）

第6条 甲の施設の一部を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（施設の明渡し）

第7条 乙は、甲の施設の一部の使用を終了したときは、当該施設の一部を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

（損害賠償）

第8条 乙の使用に伴う甲の施設、備品等の損壊、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償をするものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年10月2日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長

乙 呉市広大新開1丁目5番6号
広島県広警察署
代表者 広警察署長